

令和3年度第7回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会、令和3年度化学物質審議会第3回安全対策部会、第219回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会	
令和3年11月12日	資料3

## 優先評価化学物質指定の取消がなされた物質のスクリーニング評価結果(案)

令和3年11月  
厚生労働省  
経済産業省  
環境省

### 1. 背景及び目的

リスク評価の結果、化審法第11条第2号ニに基づき優先評価化学物質指定の取消がなされた物質(以下「指定取消物質」という。)は、再び一般化学物質としてスクリーニング評価の対象となり、「化審法に基づくスクリーニング評価の基本的な考え方【改定第1版】」<sup>1</sup>に基づき、スクリーニング評価を実施する。具体的には、通常のスクリーニング評価と同様に優先度マトリックスを用いた評価を行い、以下の点については通常のスクリーニング評価と異なる取扱とする。

- 有害性クラス付けにはリスク評価段階あるいは優先指定の取消以降において更新・精査された有害性評価結果を利用する
- スクリーニング評価の結果、優先度判定が「高」となった物質については、化審法の届出情報、PRTR 排出量、環境モニタリングデータ等について個別に詳細な評価を行うことで、優先評価化学物質の該当性について評価する

### 2. 評価対象

今回、スクリーニング評価の対象とする指定取消物質は、令和2年3月31日以前に化審法第11条第2号ニに基づき優先評価化学物質の指定の取消がなされた物質(他の優先評価化学物質に包含されたものを除く。)のうち、令和元年度実績の製造・輸入数量の届出において、製造・輸入数量が10t超であった14物質とする(別紙1)。

### 3. 有害性クラスの見直し

優先評価化学物質の指定後のリスク評価段階、あるいは優先指定の取消以降において更新・精査された有害性評価結果がある物質については、それらの評価結果を反映させ、有害性クラスを見直した。

#7(優先評価化学物質時の通し番号。以下同じ。)ジクロロメタン(別名塩化メチレン)、#13 クロロエチレン(別名塩化ビニル)、#20 1,2-エポキシプロパン(別名酸化プロピレン)の3物質についてはいずれもリスク評価(一次)評価Ⅱが行われた結果、最も感受性の高い指標となる有害性が発がん性であり、該当する有害性評価値を用いたリスク推計の結果、優先評価化学物質の指定が取り消された物質である。従来、スクリーニング評価においては発がん性に係る定量評価を行っていないため、発がん性に係る有害性評価値を有害性クラスに変換する方法は設定されていない。そこで、指定取消物質のスクリーニング評価については、便宜的に、発がん性に係る有害性評価値が0.0005 mg/kg/day以下の場合は有

<sup>1</sup> 化審法に基づくスクリーニング評価の基本的な考え方【改定第1版】

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/files/information/ra/screening\\_kangaekata.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/ra/screening_kangaekata.pdf)

40 害性クラス1、0.0005 よりも大きい有害性評価値については、一般毒性や生殖発生毒性に  
41 準ずる方法で有害性クラスを付与することとした。

42

#### 43 **4. スクリーニング評価結果(案)**

##### 44 **(1)優先度マトリックスを用いた評価の結果**

45 スクリーニング評価の対象とする指定取消物質について今年度の暴露クラスを付与し、  
46 優先度判定を行った(別紙1)。

47 その結果、人健康影響に関しては、3物質が優先度「高」、1物質が優先度「中」となった。  
48 生態影響に関しては、優先度「高」となった物質はなく、3物質が優先度「中」となった。

##### 49 **(2)優先度「高」の物質に関する詳細評価の結果**

50 (1)において優先度「高」となった3物質については、リスク評価(一次)評価Ⅱの際に示さ  
51 れた今後の対応に基づいて、指定取消物質ごとに詳細な暴露評価を行った結果、いずれ  
52 の物質も優先評価化学物質相当と判定しないこととする。物質ごとの詳細評価結果は、別  
53 紙2のとおり。

54

#### 55 **5. 今後の方針と課題への対応**

- 56 ○ 今回、いずれの物質も優先評価化学物質相当と判定されなかったことから、これらの  
57 物質についてはいずれも、一般化学物質として来年度もスクリーニング評価を行う。
- 58 ○ 今後も指定取消物質が増加していくと考えられることに鑑み、スクリーニング評価にお  
59 ける取扱いのさらなる類型化等について、引き続き検討し、スクリーニング評価手法に  
60 反映させることとする。

## 評価対象の指定取消物質及びスクリーニング評価結果(案)

優先評価化 学物質時の 通し番号	優先評価化 学物質時の 指定根拠	指定取消物質	暴露クラス (人健康)	暴露クラス (生態)	有害性 (人健康)	有害性 (生態)	優先度 (人健康)	優先度 (生態)	詳細評価の実施結果等
7	人健康影響	ジクロロメタン（別名塩化メチレン）	2	4	3	4	高	低	優先相当と判定せず
12	人健康影響	1, 2-ジクロロプロパン	外	外	2	3	外	外	
13	人健康影響	クロロエチレン（別名塩化ビニル）	2	3	1	3	高	中	優先相当と判定せず
14	人健康影響/ 生態影響	1, 3-ジクロロプロペン（別名D-D）	外	外	2	1	外	外	
20	人健康影響	1, 2-エポキシプロパン（別名酸化プロピレン）	3	4	1	3	高	中	優先相当と判定せず
33	生態影響	アクリル酸n-ブチル	3	4	3	2	中	中	
57	人健康影響	o-トルイジン	外	外	1	1	外	外	
61	人健康影響	ジニトロトルエン	外	外	2	1	外	外	
63	生態影響	2, 4-ジ-tert-ベンチルフェノール	外	外	-*	1	-	外	
72	人健康影響	4, 4'-ジアミノジフェニルメタン（別名4, 4'-メチレンジアニリン）	外	外	2	1	外	外	
78	人健康影響	3, 3'-ジクロロベンジン	外	外	2	1	外	外	
99	人健康影響/ 生態影響	N, N-ジメチルプロパン-1, 3-ジイルジアミン	5	5	4	3	低	低	
130	生態影響	(R)-4-イソプロペニル-1-メチルシクロヘキサー-1-エン（別名d-リモネン）	4	外	-*	1	-	外	
155	人健康影響	p-トルイジン	外	外	2	2	外	外	

65

## 66 優先度「高」の物質に関する個別評価結果(#7 ジクロロメタン)

67

### 68 ■過去のリスク評価結果

69 平成 28 年度、人健康影響に係るリスク評価(一次)評価 II におけるジクロロメタンの評価  
70 の結果<sup>2</sup>、「現在推計される暴露濃度では、ジクロロメタンによる環境の汚染により広範な地  
71 域での人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるとは認められないと考えられる。」とされ  
72 たことから、優先評価化学物質指定の取消が行われた。また、今後の対応として、「一般化  
73 学物質として製造・輸入数量等を把握する」及び「化学物質管理、大気汚染及び水質汚濁  
74 等に関する他法令に基づく取り組みを引き続き推進していくとともに、PRTR 排出量・環境モ  
75 ニタリングデータ等を注視していく」とされた。「また、この物質については、数理モデルによ  
76 って高濃度と推計された地点における環境中濃度が十分に把握されていないことに留意す  
77 る必要がある。」ともされた。

78

### 79 ■詳細評価における取扱い

80 ジクロロメタンの詳細評価における取扱いについては、平成 28 年度のリスク評価時に今  
81 後の対応としてまとめられた内容を踏まえ、以下のとおりとする。

82 化審法の届出情報、PRTR 排出量、環境モニタリングデータ、の3点について以下の観  
83 点で確認し、優先評価化学物質の指定を含めた対応の検討を行う。

#### 84 1. 化審法の届出情報

85 評価 II の時点と比較して、化審法の製造数量等の届出において、排出量の増加を伴う  
86 ような新たな非点源の用途分類の届出があるか、及び、暴露クラスが上がっていないか。

#### 87 2. PRTR 排出量

88 PRTR の届出排出量から算出する人の摂取量推計値とリスク評価 II で算出した有害性  
89 評価値を比較してリスク懸念地点はないか。リスク懸念地点がある場合、広範な地域での  
90 環境の汚染により人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるか。

#### 91 3. 環境モニタリングデータ

92 モニタリングデータと有害性評価値を比較してリスク懸念地点となる地点はないか。

<sup>2</sup> リスク評価(一次)評価 II におけるジクロロメタンの評価結果について(人健康影響)(案)  
[http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11223892/www.meti.go.jp/shingikai/kagakubusshitsu/anzen\\_taisaku/pdf/h28\\_03\\_02\\_01.pdf](http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11223892/www.meti.go.jp/shingikai/kagakubusshitsu/anzen_taisaku/pdf/h28_03_02_01.pdf)

## 93 ■ 詳細評価の結果(案)

	リスク評価Ⅱ評価年度 平成28年度 (平成26年度実績)	スクリーニング評価年度 令和3年度 (令和元年度実績)
用途について	非点源用途届出なし	非点源用途届出なし
人健康影響の暴露クラス	2	2
PRTR情報に基づくリスク推計 リスク懸念地点	0	1
環境モニタリングデータによるリスク懸念地点	0	0

94

95 1. 化審法の届出情報

96 評価年度で用いた平成26年度実績と最新の令和元年度実績に係る化審法の製造数量  
 97 等の用途分類データを比較した結果、令和元年度実績のデータにおいて、新たな非点源  
 98 用途での届出は無かった。また、暴露クラスについてはいずれも2となり、変化はなかった。

99 2. PRTR排出量について

100 令和元年度実績のPRTR届出情報を用いて評価Ⅱと同様な方法を用いて算出した人の  
 101 摂取量推計値と、評価Ⅱに用いられた有害性評価値を比較したところHQが1以上となるリ  
 102 スク懸念地点は1箇所(4068箇所中)であった。

103 平成27、28、29、30年度実績についても同様にHQを算出したところ、リスク懸念地点は  
 104 それぞれ2箇所(4144箇所中)、1箇所(3862箇所中)、3箇所(4118箇所中)、1箇所(4108  
 105 箇所中)であった。

106 令和元年度実績でリスク懸念地点となった1工場については、過去5年間 HQ が 1 未満  
 107 であった。また、令和2年度実績では排出量が減少し、HQが1未満となることを確認した。

108 以上から、現在得られている情報からは広範な地域での環境の汚染により人の健康に  
 109 係る被害を生ずるおそれがあるとまでは言い切れず、また、その状況に至る見込みがある  
 110 とは言えないため、現時点で優先評価化学物質相当とは判定せず、来年度以降も注視す  
 111 ることとする。

112 3. 環境モニタリングデータについて

113 リスク評価Ⅱで設定した有害性評価値と環境モニタリングデータ(環境中濃度)を比較し  
 114 た結果、リスク懸念地点はなかった。ただし、数理モデルによって高濃度と推計された地点  
 115 における環境中濃度が十分に把握されていないことに留意する必要がある状況に変化は  
 116 ないため、引き続き留意をする。

117

118 以上から、今回のスクリーニング評価においては、#7 ジクロロメタンを優先評価化学物  
 119 質相当と判定しないこととする。

120

参考

121

## ジクロロメタンに係る暴露データ

122

123

表 1 用途分類比較結果

	平成 26 年度	令和元年度
製造量 [ t ]	46,588	48,000
輸入量 [ t ]	1,613	815
出荷量 [ t ]	47,566	48,814
用途分類 (出荷量の割合%)	01 中間物 (13%) 02 塗料用・ワニス用・コーティング剤用・印刷インキ用・複写用・殺生物剤用溶剤 (4%) 03 接着剤用・粘着剤用・シーリング材用溶剤 (5%) 04 金属洗浄用溶剤 (27%) 05 クリーニング洗浄用溶剤 (1%未満)  07 工業用溶剤 (29%)  27 プラスチック、プラスチック添加剤、プラスチック加工助剤 (2%)  99 輸出用 (20%)	101 中間物 (16%) 102 塗料用、ワニス用、コーティング剤用、インキ用、複写用又は殺生物剤用溶剤 (4%) 103 接着剤用、粘着剤用又はシーリング材用溶剤 (5%) 104 金属洗浄用溶剤 (29%) 105 クリーニング洗浄用溶剤 (1%未満) 106 その他の洗浄用溶剤 (104 及び 105 に掲げるものを除く。) (1%未満) 107 工業用溶剤 (102 から 106 までに掲げるものを除く。) (23%) 127 プラスチック、プラスチック添加剤又はプラスチック加工助剤 (1%) 199 輸出用のもの (21%)
排出量合計 [ t ] (人健康)	4,409	4,575

124

125

表 2 化管法に基づく PRTR 排出量 (トン/年度)

	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元
届出排出_大気	10,547	9,880	9,892	10,337	9,748	9,234
届出排出_水域	5	5	4	6	5	4
届出排出_土壤	0	0	0	0	0	0
届出外排出_そ切り	1,588	1,835	1,647	1,521	1,980	1,826
届出外排出_非対象業種	0	0	0	0	0	0
届出外排出_家庭	0	0	0	0	0	0
届出外排出_移動体	0	0	0	0	0	0

126

127

表 3 大気環境モニタリング調査結果 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )

年度	モニタリング事業名	年平均値の濃度範囲	検出下限値の濃度範囲	検出地点数	有害性評価値超過地点数
令和元年度	有害大気	0.26～39	0.019～0.59	354/354	0/354
平成 30 年度	有害大気	0.007～15	0.008～0.27	353/353	0/353
平成 29 年度	有害大気	0.28～24	0.030～0.42	366/366	0/366
平成 28 年度	有害大気	<0.38～9	0.010～1.8	356/363	0/363
平成 27 年度	有害大気	<0.91～29	0.010～1.9	352/355	0/355
平成 26 年度	有害大気	0.27～24	0.0008～2.6	409/409	0/409
平成 25 年度	有害大気	0.33～26	0.0004～1.2	408/408	0/408
平成 24 年度	有害大気	0.26～13	0.00027～0.4	451/451	0/451

表 4 水質モニタリング調査結果 ( $\mu\text{g}/\text{L}$ )

年度	モニタリング事業名	年平均値の濃度範囲	検出下限値の濃度範囲	検出地点数	有害性評価値超過地点数
令和元年度	健康項目	<0.1～3	0.1～5	25/3345	0/3345
平成 30 年度	健康項目	<0.1～5	0.1～2	13/3381	0/3381
平成 29 年度	健康項目	<0.1～9.5	0.1～2	22/3441	0/3441
平成 28 年度	健康項目	<0.1～4.8	0.1～7	30/3438	0/3438
平成 27 年度	健康項目	<0.1～6	0.1～2	13/3426	0/3426
平成 26 年度	健康項目	<0.05～2.8	0.05～1	16/3255	0/3255
平成 25 年度	健康項目	<0.05～9	0.05～1	20/3256	0/3256
平成 24 年度	健康項目	<0.05～8	0.05～1.5	31/3200	0/3200

132 優先度「高」の物質に関する個別評価結果(#13 クロロエチレン)

133

134 ■過去のリスク評価結果

135 平成 26 年度、人健康影響に係るリスク評価(一次)評価 II におけるクロロエチレンの評  
136 價の結果<sup>3</sup>、「現在得られる情報・知見の範囲では、現状の取扱い及び排出の状況が継続  
137 しても、広範な地域での環境の汚染により人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるとは  
138 認められないと考えられる。」とされたことから、優先評価化学物質指定の取消が行われ  
139 た。また、今後の対応として、「一般化学物質として製造・輸入数量等を把握する」及び「化  
140 学物質管理、大気汚染及び水質汚濁等に関する他法令に基づく取組を引き続き適切に推  
141 進していくとともに、PRTR 排出量・環境モニタリングデータ等を注視していく」とされた。

142

143 ■詳細評価における取扱い

144 クロロエチレンの詳細評価における取扱いについては、平成 26 年度のリスク評価時に  
145 今後の対応としてまとめられた内容を踏まえ、以下のとおりとする。

146 化審法の届出情報、PRTR 排出量、環境モニタリングデータ、の3点について以下の観  
147 点で確認し、優先評価化学物質の指定を含めた対応の検討を行う。

148 1. 化審法の届出情報

149 評価 II の時点と比較して、化審法の製造数量等の届出において、排出量の増加を伴う  
150 ような新たな非点源の用途分類の届出があるか、及び、暴露クラスが上がっていないか。

151 2. PRTR排出量

152 PRTR の届出排出量から算出する人の摂取量推計値とリスク評価 II で算出した有害性  
153 評価値を比較してリスク懸念地点はないか。リスク懸念地点がある場合、広範な地域での  
154 環境の汚染により人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるか。

155 3. 環境モニタリングデータ

156 モニタリングデータと有害性評価値を比較してリスク懸念地点となる地点はないか。

<sup>3</sup> リスク評価（一次）評価 II におけるクロロエチレンの評価結果について（人健康影響）（案）

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/files/information/ra/ra1\\_2\\_141219\\_H26\\_3\\_013\\_01.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/ra/ra1_2_141219_H26_3_013_01.pdf)

**■詳細評価の結果(案)**

	リスク評価Ⅱ評価年度 平成26年度 (平成23年度実績)	スクリーニング評価年度 令和3年度 (令和元年度実績)
用途について	非点源用途届出なし	非点源用途届出なし
人健康影響の暴露クラス	2	2
PRTR情報に基づく リスク推計 リスク懸念地点	0	0
環境モニタリング データによる リスク懸念地点	0	0

**1. 化審法の届出情報**

評価年度で用いた平成23年度実績と最新の令和元年度実績に係る化審法の製造数量等の用途分類データを比較した結果、令和元年度実績のデータにおいて新たな非点源用途での届出は無かった。また、暴露クラスについてはいずれも2となり、変化はなかった。

**2. PRTR排出量について**

令和元年度実績のPRTR届出情報を用いて評価Ⅱと同様な方法を用いて算出した人の摂取量推計値と、評価Ⅱに用いられた有害性評価値を比較したところHQが1以上となるリスク懸念地点はなかった。

**3. 環境モニタリングデータについて**

リスク評価Ⅱで設定した有害性評価値と環境モニタリングデータ(環境中濃度)を比較した結果、リスク懸念地点はなかった。

以上から、今回のスクリーニング評価においては、#13 クロロエチレンを優先評価化学物質相当と判定しないこととする。

172

参考

173

## クロロエチレンに係る暴露データ

174

175

表 1 用途分類比較結果

	平成 23 年度	令和元年度
製造量[t]	1,814,439	2,239,762
輸入量[t]	210	1
出荷量[t]	1,808,620	2,205,985
用途分類 (出荷量の割合%)	01 中間物(60%) 27 プラスチック、プラスチック添加 剤、プラスチック加工助剤 (1%未満) 99 輸出用(40%)	101 中間物(62%) 127 プラスチック、プラスチック添加 剤又はプラスチック加工助剤 (1%未満) 199 輸出用のもの(38%)
排出量合計[t] (人健康)	1,472	1,843

176

表 2 化管法に基づく PRTR 排出量(トン／年度)

	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元
届出排出_大気	146	161	151	157	149	154	113	157	132
届出排出_水域	5	4	5	5	4	4	4	5	4
届出排出_土壤	0	0	0	0	0	0	0	0	0
届出外排出_すそ 切り	1	1	2	1	1	2	0	1	1
届出外排出_非対 象業種	0	0	0	0	0	0	0	0	0
届出外排出_家庭	0	0	0	0	0	0	0	0	0
届出外排出_移動 体	0	0	0	0	0	0	0	0	0

177

表 3 大気環境モニタリング調査結果(μg/m<sup>3</sup>)

年度	モニタリング事業名	年平均値の濃度範囲	検出下限値の濃度範囲	検出地点数	有害性評価値超過地点数
令和元年度	有害大気	<0.0025~1.2	0.0004~0.04	223/328	0/328
平成 30 年度	有害大気	<0.0027~3.2	0.0005~0.02	237/277	0/277
平成 29 年度	有害大気	<0.0019~2.0	0.00025~0.11	251/339	0/339
平成 28 年度	有害大気	<0.0021~1.2	0.0007~0.035	260/379	0/379
平成 27 年度	有害大気	<0.02~1.3	0.002~0.04	251/337	0/337
平成 26 年度	有害大気	<0.0017~1.4	0.0008~0.13	325/343	0/343
平成 25 年度	有害大気	<0.0028~0.55	0.0005~0.24	303/345	0/345
平成 24 年度	有害大気	<0.0036~0.88	0.0005~0.09	320/341	0/341
平成 23 年度	有害大気	<0.0018~1.2	0.0008~0.18	318/333	0/333

表 4 水質モニタリング調査結果(μg/L)

年度	モニタリング事業名	年平均値の濃度範囲	検出下限値の濃度範囲	検出地点数	有害性評価値超過地点数
令和元年度	要監視項目	<0.2~0.5	0.2	1/636	0/636
平成 30 年度	要監視項目	<0.2~0.9	0.2~2	3/634	0/634
平成 29 年度	要監視項目	<0.2~0.5	0.2~2	5/611	0/611
平成 28 年度	要監視項目	<0.2~0.8	0.2~2	1/565	0/565
平成 27 年度	要監視項目	<0.074~0.6	0.074~2	3/686	0/686
平成 26 年度	要監視項目	<0.1~0.4	0.1~1	2/496	0/496
平成 25 年度	要監視項目	<0.1~0.5	0.1	3/526	0/526
平成 24 年度	要監視項目	<0.1~<1	0.1~1	0/591	0/591
平成 23 年度	要監視項目	<0.2~1.6 (<0.2~<2)	0.2~2	6/660	0/660

181 優先度「高」の物質に関する個別評価結果(#20\_1, 2-エポキシプロパン)

182

### 183 ■過去のリスク評価結果

184 平成26年度、人健康影響に係るリスク評価（一次）評価Ⅱにおける1, 2-エポ  
185 キシプロパンの評価の結果<sup>4</sup>、「現在得られる情報・知見の範囲では、現状の取扱い及  
186 び排出の状況が継続しても、広範な地域での環境の汚染により人の健康に係る被害を  
187 生ずるおそれがあるとは認められないと考えられる。」とされたことから、平成27  
188 年度に優先評価化学物質指定の取消が行われた。また、今後の対応として、「一般化学  
189 物質として製造・輸入数量等を把握する」とされた。

190

### 191 ■詳細評価における取扱い

192 平成29年度～令和2年度に実施したスクリーニング評価において、化審法の届出  
193 情報及びPRTR排出量等の2点について以下の観点で確認し、優先評価化学物質の指  
194 定を含めた対応の検討を行った。またその際、今後も同様の確認を行い、優先評価化  
195 学物質への再指定の必要性の検討を行うこととした。

196 1. 化審法の届出情報

197 評価Ⅱの時点と比較して、化審法の製造数量等の届出において、排出量の増加を伴  
198 うような新たな非点源の用途分類の届出があるか、及び、暴露クラスが上がっていな  
199 いか。

200 2. PRTR排出量

201 PRTRの届出排出量から算出する人の摂取量推計値とリスク評価Ⅱで算出した有害  
202 性評価値を比較してリスク懸念地点はないか。リスク懸念地点がある場合、広範な地域  
203 での環境の汚染により人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるか。

204 以上を踏まえ、令和2年度のスクリーニング評価においても、上記の観点で確認を  
205 行い、優先評価化学物質への再指定の必要性について検討を行うこととする。

---

<sup>4</sup> リスク評価（一次）評価Ⅱにおける1, 2-エポキシプロパンの評価結果について（人健康影響）（案）  
[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/files/information/ra/160122.3.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/ra/160122.3.pdf)

**■詳細評価の結果（案）**

	リスク評価Ⅱ評価年度 平成26年度 (平成25年度実績)	スクリーニング評価年度 令和3年度 (令和元年度実績)
用途について	非点源用途届出なし	非点源用途届出なし
人健康影響の暴露クラス	3	3
PRTR情報に基づくリスク推計 リスク懸念地点	0	0

**1. 化審法の届出情報**

評価年度で用いた平成25年度実績と最新の令和元年度実績に係る化審法の製造数量等の用途分類データを比較した結果、新たな非点源用途の届出は無かった。また、暴露クラスについてはいずれも3となり、変化はなかった。

**2. PRTR排出量について**

令和元年度実績のPRTR届出情報を用いて評価Ⅱと同様な方法を用いて算出した人の摂取量推計値と評価Ⅱに用いられた有害性評価値を比較したところHQが1以上となるリスク懸念地点はなかった。

なお、平成30年度以降において、大気環境モニタリング調査は実施していない。

以上から、今回のスクリーニング評価においては、#20 1, 2-エポキシプロパンを優先評価化学物質相当と判定しないこととする。

参考

## 1, 2 - エポキシプロパンに係る暴露データ

表 1 用途分類比較結果

	平成 25 年度	令和元年度
製造量[t]	449,777	290,000
輸入量[t]	0	0
出荷量[t]	443,447	296,000
用途分類 (出荷量の割合%)	01 中間物(62%) 99 輸出用(38%)	101 中間物(98%) 199 輸出用のもの(2%)
排出量合計[t] (人健康)	380	387

表 2 化管法に基づく PRTR 排出量(トン/年度)

	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元
届出排出_大気	63	56	45	42	39	39	34
届出排出_水域	12	12	12	12	12	12	12
届出排出_土壤	0	0	0	0	0	0	0
届出外排出_すそ切り	0	0	0	0	0	0	0
届出外排出_非対象業種	0	0	0	0	0	0	0
届出外排出_家庭	0	0	0	0	0	0	0
届出外排出_移動体	0	0	0	0	0	0	0

226

表 3 大気環境モニタリング調査結果(μg/m<sup>3</sup>)

年度	モニタリング事業名	年平均値の濃度範囲	検出下限値の濃度範囲	検出地点数	有害性評価値超過地点数
令和元年度	有害大気	測定なし			
平成 30 年度	有害大気	測定なし			
平成 29 年度	有害大気	0.0084～0.066	0.0008～0.0022	15/15	0/15
平成 28 年度	有害大気	0.012～0.074	-	9/9	0/9
平成 27 年度	有害大気	0.015～0.057	0.0019	9/9	0/9
平成 26 年度	有害大気	0.015～0.086	-	13/13	0/13
平成 25 年度	有害大気	0.014～0.1	-	13/13	0/13
平成 24 年度	有害大気	0.012～0.059	-	13/13	0/13
平成 23 年度	有害大気	0.014～1.5	0.008	20/20	0/20
平成 22 年度	有害大気	0.022～1.2	0.006～0.009	10/10	0/10

表4 水質モニタリング調査結果(μg/L)

年度	モニタリング事業名	年平均値の濃度範囲	検出下限値の濃度範囲	検出地点数	有害性評価値超過地点数
平成 24 年度	黒本調査	<0.023～12	0.023	5/22	0/22